

# お知らせ

## 6月は土砂災害防止月間です

毎年各地で土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害が多発し、人命・財産に甚大な被害を及ぼしています。

土石流、地すべり、がけ崩れ等土砂災害危険箇所の近くにお住まいの方は、これから梅雨や台風等で土砂災害が多発する時期に入りますので、がけ等の様子が普段と違うときには早めに安全なところへ避難してください。

●問合せ 建設課建設班  
☎354-5709

## 松島町「安心・安全メール」をご利用ください。

安心・安全メールは台風の状況や避難情報、クマの出没情報や防災行政無線の放送内容などを発信しています。ぜひ登録をお願いします。

### 【登録方法】

①登録は、携帯電話やスマートフォンなどでQRコードを読み取るか、登録専用アドレス「05888@nopamail.jp」へ空メールを送信してください。

※メール配信を希望する携帯電話等の端末より空欄のまま送信をお願いします。

②迷惑メール対策をしている場合は、登録前「@nopamail.jp」からメールを受信が出来るように設定してください。

③返信メールからURLにアクセスし、利用規約を確認後「次へ」ボタンを押す

④登録用の「パスワード」と「登録名」を入力し、「確認」ボタンを押す

⑤内容を確認し、「登録」ボタンを押す（登録完了のご案内）のメール受信

※登録完了

●問合せ 総務課環境防災股  
☎354-5782



## 災害から身を守るために

### ハザードマップの確認を

ハザードマップはお住まいの地域ごとに想定される災害を確認し、防災・減災につながるためのものです。もしものときの必要な行動について、ハザードマップで最寄りの避難施設や避難経路などを確認し、災害時の行動について家族で話し合いをするようにしましょう。

### 非常持ち出し袋の準備を

危険が差し迫ったときは、安全な場所に避難し避難生活を送ることになります。非常時に持ち出すべきものをあらかじめリュックサックに詰めおき、いつでもすばやく持ち出せるようにしておきましょう。

### 情報を入手しよう

テレビやラジオ、インターネットなどを活用し情報収集しましょう。町では安心・安全メールやホームページの他、SNS（フェイスブック、ツイッター、ライン）で情報を発信しています。

なお、各種SNSの登録については裏カメラ上部に記載していますのでご覧ください。

●問合せ 総務課環境防災班  
☎354-5782



## 成人年齢引き下げ後の成人式典について

民法改正に伴い、令和4年4月から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられましたが、本町では、成人年齢が18歳に引き下げられた令和4年以降につきましても、現行通り20歳を対象として成人式典（仮称「20歳のつどい」を開催します。

●令和5年1月（仮称「20歳のつどい」平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれの方）

●令和6年1月（仮称「20歳のつどい」平成15年4月2日から平成16年4月1日生まれの方）

式典の名称については、「成人式」から「仮称」20歳のつどい」などに変更します。

※詳細は町ホームページをご覧ください。  
URL https://www.town.miyagi-matsushima.jp/index.cfm

●問合せ 中央公民館  
☎353-3030

## 世界禁煙デー、禁煙週間です

厚生労働省では、WHO（世界保健機関）が設ける5月31日の「世界禁煙デー」から始まる1週間を「禁煙週間」と定めています。妊娠中にたばこの煙を吸ってしまうと、切迫早産や、乳幼児突然死症候群（SIDS）との関係性も指摘されています。

また、喫煙は新型コロナウイルス肺炎重症化の最大のリスクであることが指摘されています。

「世界禁煙デー」「禁煙週間」をきっかけに、禁煙について考えてみませんか。

# 「児童手当」が変わります

0歳から15歳までの児童を養育している皆さんへ

児童手当法の一部改正に伴い、令和4年6～9月分（令和4年10月支給分）から特例給付と現況届が変更されます。

## 変更点① 特例給付の対象者に係る所得上限の創設

これまで、所得が限度額以上の方に対して児童1人につき5,000円の特例給付が支給されていましたが、令和4年6～9月分の手当からは、所得が限度額以上の方は支給対象外となります。

これに伴い、所得が限度額以上となり特例給付の対象外となった受給者は、翌年以降、所得が限度額未満となった場合に新たに認定請求をする必要があります。

（支給対象外となる基準）

子ども2人と年収103万円以下の配偶者の場合、主たる生計維持者の年収が1,200万円とし、その場合における、所得額の基準とそれに対応する給与収入額の目安は表のとおりです。

扶養親族等の数	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	858	1071
1人	896	1124
2人	934	1162
3人	972	1200
4人	1010	1238
5人	1048	1276

## 変更点② 現況届の提出が原則不要

現況届について、令和4年分からは原則提出不要となります。

尚、以下の方は引き続き現況届の提出が必要になります。

- ・住民基本台帳上で住所を把握できない、法人である未成年後見人
- ・同居父母のうち6月1日現在で配偶者と離婚協議中の受給者
- ・住民票上の住所地以外の市町村で受給しているDV避難者
- ・児童手当に係る戸籍及び住民票に記載のない児童（無戸籍児童）に係る受給者
- ・施設等受給者
- ・市町村等で現況届等の提出が必要と判断された方

●問合せ 町民福祉課福祉班 ☎354-5706

# 募

## 移住希望者が町内の空き家・空き店舗を探しています！

近年、移住希望者から購入または賃貸可能な町内の空き家・空き店舗の情報に関する問い合わせが増加しています。

町内に空き家・空き店舗を所有されている方がいらっしゃいましたら、ぜひ町ホームページの「空き家バンク」をご利用ください。（居住が困難な物件等に関しては、掲載をお断りする場合があります。予めご了承ください。）

「空き家バンク」への掲載に係る手続き等は左記までお問い合わせください。なお、町ホームページにも掲載いたしますのでご覧ください。

【町ホームページ内「空き家バンク」】

https://www.town.miyagi-matsushima.jp/index.cfm/12.0.46.443.html

●問合せ 企画調整課

☎354-5702



▲HP用

## 適正に空き家・空き地を管理しましょう

【将来利用予定がある場合】

○定期借家契約

期間満了で契約が終了し、更新義務がない定期借家契約もあります。

【買い手・借り手を見つけた場合】

○不動産業者

住宅を売却や賃貸する場合は、不動産業者に仲介を依頼するのが一般的です。

●問合せ

(公社)宮城県宅地建物取引業協会

☎503-6420

FAX 503-6421



## 松くい虫防除のための薬剤散布を行います

松くい虫の被害から地域の重要な松林を守るため、薬剤散布を行います。

薬剤散布が安全かつ効果的に行えるようご協力をお願いします。

○空中散布について

・日時 6月16日 午前4時～午前7時頃

・場所 松島海岸地区ほか

○地上散布について

・日時 6月6日(月)から10日(金)までのうち3日間程度

・午前5時～午後2時頃

・場所 松島海岸地区、町民の森ほか

【注意事項】

・気象条件等の理由により、時間の変更や順延が発生する場合があります。

・散布する薬剤は安全性が確認されていますが、万が一体調に変化が出た場合は、松島病院(☎354-5801)に連絡

し適切な処置を受けてください。

・安全には十分注意しますが、散布時には次の2点について協力をお願いします。

①車両や開いた井戸等は布などで覆い、洗濯物は取り込んでおいてください。

②散布実施中は区域内に立ち入らないでください。また、散布区域内での山菜類等の採取はしないでください。

●問合せ

仙台地方振興事務所林業振興部林業

振興班 ☎275-0202

・産業観光課産業振興班 ☎54-5707



## 第60回町民ふれあいスポーツ大会のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により中止されてきました町民ふれあいスポーツ大会を3年ぶりに開催します。

町民ふれあいスポーツ大会は本町の12の分館の交流と親睦を深めることを目的としています。第59回に開催された大会は、磯崎分館と初原分館のダブル優勝でした。

町民のみならずについては健康増進などの効果も期待されますので、是非第60回の記念大会に家族そろってご参加ください。

●開催日時 6月5日(日)

午前9時～午前11時30分(予定)

●開催場所 町民グラウンド

※雨天の場合は中止

●内容 ふれあいリレー、最初はグーシャクンボン、玉入れ、詰め放題リレーなど(予定)

●その他

・当日は各自自宅で検温をし、マスク着用の上ご来場ください。

・水分補給以外での飲食はご遠慮ください。

・新型コロナウイルス感染症対策、熱中症対策にご協力ください。

・新型コロナウイルス感染症の影響により大会が中止となる場合があります。

●問合せ 中央公民館

☎353-3030